

令和8年度事業計画

実施項目	実施内容	備考
1 暴力団追放のための広報啓発活動		定款 第4条1号
(1) 暴力団排除気運の醸成活動	<p>ア 広報啓発資料の作成・配布</p> <p>(ア) 暴排ポスター、広報紙等の内容・部数の見直、特殊詐欺、匿名・流動型犯罪グループ防止ポスター少年の闇バイト加担防止チラシ・ポスターの作成、配布</p> <p>(イ) 各種広報媒体を活用した「千葉県暴力追放運動推進センター」の認知の向上</p> <p>(ウ) 全国暴力追放運動推進センター発行資料等の活用</p> <p>イ 広報活動の展開</p> <p>(ア) 関係機関・団体への広報資料の提供及び他機関、団体広報誌(紙)への掲載依頼</p> <p>(イ) 各種イベント開催時における広報啓発活動の推進</p> <p>(ウ) 公共展示施設を利用した啓発活動の推進</p> <p>(エ) 県警及び企業と連携した効果的な広報の実施</p>	
(2) 暴追センター賛助会員の加入促進	<p>ア 講演、講習・研修会等あらゆる機会を通じた事業所、団体等に対する賛助会員加入の呼びかけ</p> <p>イ 警察OBをはじめ個人会員加入の積極的呼びかけ</p>	
(3) 暴力団追放標語等の募集	小・中学生、高校生及び一般からの暴力団追放標語・ポスター募集と広報媒体への活用(全国暴力追放運動推進センター、防犯協会との共同募集)	
2 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援		定款 第4条2号 ・6号

<p>(1) 暴力団排除活動組織への支援活動</p>	<p>ア 地域住民、関係行政機関等との連携による暴力団事務所撤去活動及び警察、弁護士との使用者責任訴訟に向けた関係機関との連携強化  イ 職域各対策部会及び分科会の活動支援  ウ 市町村、地域、企業、団体等による暴力団追放のための集会、講演会、研修会等の開催、暴排協議会設立促進支援及び講師派遣  エ 千葉県商店会連合会傘下の各地域商店会連合会による暴力団排除宣言式への支援  オ 広報啓発資料の配布</p>	
<p>(2) 事業所不当要求防止責任者に対する講習</p>	<p>ア 暴力団員による不当要求行為の被害を防止するための「事業所不当要求防止責任者」選任の促進  イ 暴追センターホームページによる選任届申請・届出手続きの周知  ウ 事業所責任者講習（選任時・定期・臨時講習・オンライン講習）の実施及び未受講者への受講促進  エ 講習資料、ステッカーなどの作成、配布  オ 講習内容の充実</p>	<p>定款 第4条7号</p>
<p>(3) 不当要求情報管理機関援助</p>	<p>ア 不当要求情報管理機関の設置促進及び同機関からの情報収集  イ 資料の作成、配布と連携強化</p>	<p>定款 第4条8号</p>
<p>3 暴力団に関する相談活動</p>		<p>定款 第4条3号</p>
<p>(1) 暴力団員等による不当な行為に関する相談活動</p>	<p>ア 暴追センター、自治体、賛助団体等の広報誌(紙)活用と講習・研修会及び広報による周知活動の実施  イ 相談委員による指導・助言、警察・他機関への通報、弁護士の紹介等適切な対応  ウ 県警、弁護士会、暴追センターの三者による「民事介入暴力事案等に</p>	

		<p>対する連携についての協定」に基づく暴力団等による被害の予防、救済</p> <p>エ 匿名・流動型犯罪グループ等犯罪集団に係る相談対応</p> <p>オ 暴力団犯罪被害者等給付金制度の積極的な運用</p> <p>カ 相談業務に関する情報管理及び秘密保持の徹底</p> <p>(ア) 相談事業と個人情報の保護に関する規定の厳格な運用と情報提供要領の遵守</p> <p>(イ) 全国暴力追放運動推進センターと連携した情報管理の徹底</p>	
	(2) 暴力追放相談委員の委嘱	<p>ア 非常勤の相談委員として弁護士、保護司、少年指導委員等の委嘱</p> <p>イ 相談内容に応じた相談委員の選定と緊密な連携</p>	
4	少年に対する暴力団の影響排除活動		定款第4条4号・10号
	(1) 少年に対する暴力団の影響排除の強化	<p>ア 暴力団の実態と少年に対する暴力団の影響力に関する広報活動の実施</p> <p>イ 少年関係機関、団体、学校、雇用主との連携及び指導の実施</p> <p>ウ 少年が闇バイトなどの犯罪加担防止を図るための広報ポスターの配布、アニメーション動画の配信</p>	
	(2) 少年指導委員の活動への支援	<p>ア 少年指導委員（風俗営業等適正化法第38条）に対する研修の実施</p> <p>イ 少年指導委員による相談活動への支援と緊密な連携</p> <p>ウ 効果的な広報媒体の活用</p>	
5	暴力団員の社会復帰対策活動		定款第4条5号
	(1) 暴力団離脱希望者の援助活動	<p>ア 暴力団からの離脱促進及び暴力団離脱希望者に対する積極的な対応</p> <p>イ 暴力団から離脱した者の社会復帰対策、受入事業者の充実、連携協定に加入する都道府県センターとの連</p>	

	携 ウ 暴力団離脱者口座開設支援策の積極的な推進 (ア) 雇用企業・金融機関との連携 (イ) 県警との情報共有と連携	
(2) 暴力団社会復帰対策協議会活動の充実	ア 暴力団社会復帰対策協議会の効果的な運用と就労支援 イ 受入事業所との協力関係構築、離脱希望者への就労活動支援	
(3) 離脱者受入事業所開拓と確保	ア 関係機関、団体と協力した受入事業所の開拓、加盟促進 イ 雇用給付金制度の効果的活用	
6 暴力団員等による不当な行為の被害者の保護救済活動		定款 第4条9号
(1) 被害者の保護活動	警察官による保護措置依頼等、適宜かつ迅速な警察との連携	
(2) 被害者の救済活動	ア 匿名・流動型犯罪グループなど暴力団員等による暴力行為の被害者に対する見舞金支給 イ 暴力団被害者等に対する民事訴訟費用等の無利子貸付	
(3) 民暴110番協定の活用	ア 千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターとの連携 イ 使用者責任訴訟への積極的対応と訴訟体制等の事前準備 ウ 指定暴力団事務所使用差止請求関係業務の積極的推進	
7 暴力団排除対策のための調査研究活動		定款第4条 11号
(1) 暴力団等に関する情報収集	ア 公刊資料からの暴力団、準暴力団及び匿名・流動型犯罪グループなどに係る情報の収集及び資料化 イ 賛助会員、事業所不当要求防止責任者等からの暴力団等情報の収集 ウ 関係機関との連携	
(2) 暴力団等活動の実態調査	ア 暴排組織支援活動、相談活動、講習・研修会等あらゆる機会を通じた情報の収集、分析	

		イ 雑誌、インターネットをはじめ各種媒体からの暴力団情報の収集、分析	
	(3) 暴力団に関する情報提供	暴力団等排除に必要な情報の適時適切な提供	